

上野第二地区土地区画整理事業に伴う

マイナンバーカードの住所変更

このたびの区画整理事業に伴い、ご本人確認書類として使われるマイナンバーカードに新住所を記載いたしますので、マイナンバーカードをお持ちの方は、八王子市役所市民課又は市民部各事務所(斎場霊園事務所を除く)にて、お手続きを行っていただくようお願いいたします。

1 手続きできる方と要件

マイナンバーカードのご本人が手続きするのが原則ですが、15歳未満の方や成年被後見人の場合は、その法定代理人の方が手続きをしてください。また、同一世帯員の方に委任することも可能です。

手続きする方	条件	持ち物
ご本人	15歳以上	本人のマイナンバーカード
成年後見人 及び 15歳未満の方の 法定代理人	法定代理人の権限確認 できること	本人のマイナンバーカード 法定代理人の顔写真付本人確認書類 法定代理人の権限確認資料 登記事項証明書や戸籍謄本等(同一世帯や 戸籍等で親権確認できる場合は不要)
同一世帯員	住民票の世帯が同じ	本人のマイナンバーカード 同一世帯員の顔写真付本人確認書類 申請書兼委任状 ※「申請書兼委任状」は、住所変更通知書に同封の、チラシ 「マイナンバーカードの住所変更」の 2 枚目に綴ってあり ます。
上記以外の場合 (任意代理人対応)	事前に市から送った照 会書兼回答書を持参	次の 2 任意代理人が手続きする場合 を参照

2 任意代理人が手続きする場合

市民課マイナンバーカードコールセンターに、電話にてご相談ください。

手続きに関するご案内の後、マイナンバーカードのご本人の住民登録地に、必要書類（照会書兼回答書）を、転送不要の普通郵便にて送付いたします。

任意代理人の方は、その照会書兼回答書とご本人のマイナンバーカードに加え、任意代理人の方の顔写真付の本人確認書類をお持ちください。

3 手続きには暗証番号が必要です。

手続きには4桁及び署名用電子証明書の6桁以上(設定されている方のみ)の暗証番号が必要です。お忘れの場合、ご本人や15歳未満の方の法定代理人及び成年後見人の場合は、窓口で再設定できますが、その他の方は、次のとおりです。

(1) 同一世帯員の場合

住所変更通知書に同封の「マイナンバーカードの住所変更」に添付している「申請書兼委任状」を使用して再設定できます。

(2) 任意代理人が手続きする場合

電話のご依頼により、マイナンバーカードコールセンターから送付される照会書兼回答書を使用して再設定できます。

4 マイナンバーカードの住所変更についてのお問い合わせ先

八王子市役所 市民課マイナンバーカードコールセンター

受付時間 平日:8時30分~17時

電話番号 042-620-7474